重要につき必ずご覧ください!!

自主創造
日本大学
あなたとともに
100万人の仲間とともに
元気 勇気 笑顔

ご入学の皆さまへ（ご父母の皆さまへ）合格おめでとうございます。

平成30年度

日本大学 公認

日本大学学生生徒等総合保障制度

＜傷害総合保険＞

対象学部の一覧

このパンフレットは下記に所属される方が対象となります。

〈学部〉

文理学部（地理学科、地球科学科、数学科、情報科学科、物理学科、生命科学科、化学科）、芸術学部、理工学部、生産工学部、工学部、生物資源科学部（生命農学科、生命化学科、動物資源科学科、食品ビジネス学科、森林資源科学科、海洋生物資源科学科、生物環境工学科、食品生命学科、国際地域開発学科、応用生物科学科、くらしの生物学科）、スポーツ科学部

〈短期大学部〉

建築・生活デザイン学科、ものづくり・サイエンス総合学科、生命・物質化学科

〈大学院〉

総合基礎科学研究科、芸術学研究科、理工学研究科、生産工学研究科、工学研究科、医学研究科、歯学研究科、松戸歯学研究科、生物資源科学研究科、獣医学研究科、法務研究科

団体割引 25% 適用

※平成28年5月実績：ご加入者数 7,907名
多くの皆さまにご加入いただいています。

●適用の内容につきましては中面をご覧ください。

充実した補償

- 日本大学ご入学の皆さまのための団体契約なので**割安な保険料**（25%割引適用）
- 扶養者に万が一の事故があった場合の**学資費用**・**育英費用**を補償
- 第三者に対する**損害賠償責任**を補償（**示談交渉サービス**付き）（同居の親族も対象）
- 学校生活やレジャー・**アルバイト**・**インターンシップ**中の事故も補償
- **熱中症**・**食中毒**による身体の障害も補償

お申込締切日

平成30年 **3月30日（金）**

※締切を過ぎましたら下記取扱代理店までお問い合わせください。

お申込方法

加入依頼書兼払込取扱票をご使用いただき、最寄りのゆうちょ銀行・郵便局にてお手続きをお願いします。

加入者証送付時期

加入者証の送付は、**平成30年6月下旬から7月**の予定です。それまでの間は振替払込請求書兼受領証を保管しておいてください。
加入者証は損保ジャパン日本興亜株式会社より送付します。

お問い合わせ先

取扱代理店

株式会社 日本大学事業部
住　　所：〒102-0076 東京都千代田区五番町2-6
電話番号：03-5275-8008　FAX番号：03-5275-8155
受付時間：平日の午前10時から午後4時まで
（土、日、祝日、12/28～1/9を除きます。）

引受保険会社

損害保険ジャパン日本興亜株式会社
南東京支店 渋谷第二支社
住　　所：〒150-0002東京都渋谷区渋谷2-12-19
東建インターナショナルビル2階
電話番号：03-5778-9718
受付時間：平日の午前9時から午後5時まで（土、日、祝日、12/30～1/3を除きます。）

日本大学学生生徒等総合保障制度はご卒業までの安心をお届けします。

DMなどにて類似のパンフレットなどが配布されることがありますが、本学とは関係ありませんのでご注意ください。

制度の特長

団体割引を適用

多くの皆さまにご加入いただいています!

学校法人日本大学を保険契約者とする団体契約のため**団体割引25%**が適用されます。

さまざまな補償

熱中症(熱射病、日射病)や細菌性食中毒およびウイルス性食中毒による身体の障害も補償します。
また、地震、噴火またはこれらを原因とする津波によるケガも補償します。

学生自身の病気に対する補償も充実(セット内容によります。)

お子さまが病気により入院した場合は、180日を限度に補償します。

ご加入に際して医師の診査は不要

申込み時の医師の診査は不要ですから、手間がかからず、ご加入しやすくなっています。

無料電話相談サービスを用意

日常生活に役立つさまざまなサービスをご利用いただけます。

インターンシップ中の事故も補償

実習先企業や団体等で他者の財物に与えた損害や他者へ与えた傷害を補償します。

扶養者の方がケガや病気で死亡された場合

大学生のお子さまが卒業するまでに必要な費用をご存知ですか?

入学後の**4**年間で、約**707**万円必要です。
(入学金・入学諸費用を除いた教育費、生活費含む)

(私立大学自宅通学生の場合　独立行政法人日本学生支援機構(JASSO)「平成26年度学生生活調査」より)

ご加入時に指定された扶養者の方が保険期間中に発病した病気により亡くなられた場合や国内外を問わずケガにより亡くなられたり、所定の重度後遺障害が生じた場合に、育英費用や学資費用(授業料など)を補償します。ご加入の皆さまの学生ライフに合わせて、ご加入プランをお選びください。

育英費用保険金・学資費用保険金のお支払例　今回4年間一時払でご加入いただいた場合

SS2セットにご加入の場合
- ●保険期間:4年間(大学入学時にご加入)
- ●学資費用支払対象期間:4年間(大学卒業まで)
- ●育英費用保険金額:100万円
- ●学資費用保険金額:150万円

〔実際にかかった費用〕
- ●授業料(年間実額):150万円

扶養者の事故(ケガの場合)
大学1年生の4月30日の事故の場合

育英費用保険金 100万円(一時金でお支払いいたします。)

学資費用保険金	学資費用保険金	学資費用保険金	学資費用保険金
75万円	150万円	150万円	150万円
後期	前・後期	前・後期	前・後期
大学1年生	大学2年生	大学3年生	大学4年生

事故の発生の日以降、毎年の授業料は**学資費用保険金**で、
大学卒業までに支払った学費を学資費用保険金額を限度に補償します。

合計625万円のお支払い

お支払例は、ケガの場合です。

※本プランの学資費用は病気による場合も補償の対象ですが、育英費用はケガの場合のみ対象です。
※事故の発生の日以前に支払った学費は補償されません。　※地震、噴火またはこれらを原因とする津波による事故も補償されます。

日本大学学生生徒等総合保障制度は次のような場合に補償します。

扶養者の方に万一のことがあった場合の補償

「扶養者」とは
学生ご本人の親権者で、生活費・学業費用を負担し、学生ご本人の生計を支えている方をいいます。
（扶養者はあらかじめ指定された1名となります。）

扶養者の方が、ケガにより亡くなられたり所定の重度後遺障害が生じた場合に補償します。

①【育英費用の補償】

保険金額の全額をお支払いします。

②【学資費用の補償】

授業料などを負担された場合にその実費を保険金額を限度にお支払いします。

③【疾病による学資費用の補償】

扶養者の方が、病気により亡くなられた場合、授業料などの実費を保険金額を限度にお支払いします。

④ ケガの補償（1日目から補償）

- 学校でのケガ
- 日常生活でのケガ
- 交通事故によるケガ
- レジャー・スポーツ中のケガ

⑤ 病気による入院・手術の補償（1日目から補償）

病気で入院したり、手術をした。

⑥ 賠償責任の補償

お子さま、または同居の親族などが誤って他人にケガをさせたり、他人の物をこわしてしまい法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。

◀自転車運転中、他人とぶつかりケガをさせた。

◀デパートでショッピング中に花瓶を割ってしまった。

※上記事例でも事故状況などにより、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

・アルバイト、インターンシップ中の損害賠償責任も補償します。

・情報機器などに記録された情報を損壊した場合も補償します。

・管理下中の受託品の破損などによる損害賠償責任も補償します。

※示談交渉サービスをセット
賠償責任保険金のお支払対象となる賠償事故（日本国内において発生した事故にかぎります。）により損害賠償請求を受けた際には、損保ジャパン日本興亜が示談交渉をお引き受けし、事故の解決にあたる「示談交渉サービス」がご利用いただけます。
※借家人賠償責任の補償に関わる賠償事故は対象になりません。

⑦ 救援者費用の補償

お子さまが旅行中、事故で行方不明になり、ご家族が現地に向かうための交通費を負担した。

⑧ 熱中症の補償

クラブ活動でランニング中に熱中症で倒れた。

⑨ 食中毒の補償

食中毒になり入院した。

⑩ 天災危険の補償

地震が原因で倒れてきた壁にぶつかりケガをして通院した。

⑪ 特定の感染症の補償

O-157などの感染症にかかった。（保険期間の初日から10日以内に発症した場合を除きます。（新規にご加入いただいた場合））

<対象となる感染症>
「感染症の予防及び感染症の患者に対する医療に関する法律」に規定する「一類感染症」、「二類感染症」または「三類感染症」

※お支払いする保険金は、後遺障害保険金、入院保険金、通院保険金となります。

⑫ 弁護士費用の補償

“弁護のちから”が支えるトラブル

法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

トラブルの当事者

お子さま

お子さまが遭遇されたトラブルについて対象となります。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- 近所に住む若者に自宅の壁に落書きをされた。
- 画廊から本物といつわられて、偽物の絵画を売りつけられた。
- ひったくり等の盗難被害にあった。

人格権侵害（※1）（※2）

- 万引きの疑いをかけられ、店舗内に長時間拘束された。
- いわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 昔の恋人からストーカー行為をされている。

借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。

✕ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 職務遂行におけるトラブル　など

（※1）人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

（※2）人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

⑬ 借家人賠償責任の補償

下宿をしている学生やお子さまが借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。（自己負担額：なし）

（注）上記事例でも事故状況等により、損害賠償責任が発生しない場合がありますのでご注意ください。

◀下宿先のアパートで誤って火災を起こしてしまった。

⑭ 生活用動産の補償

一人暮らしや下宿をしているお子さまが所有している生活用動産が、火災、爆発、破損、盗難などによって損害を受けた場合に補償します。

※ご実家などご家族が居住している建物内にある被保険者の生活用動産は保険の対象に含まれません。

※1回の事故につき、次の額を自己負担していただきます。

- 盗難の場合：10万円
- 火災、落雷、破裂、爆発の場合：0円
- その他の事故による損害の場合：1万円

▲パソコンを床に落とし壊してしまった。

※④⑤については60日以上入院で入院療養一時金をお支払いします。

※補償内容および保険金をお支払いできない主な場合などにつきましては、「この保険のあらまし」以降をご覧ください。

保険金額と保険料

団体割引25%適用!

職種級別A級・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約(180日)・入院保険金および通院保険金の14日間2倍支払特約(SP2セットのみ)・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット

自宅通学生タイプ

ご加入プラン			ケガと病気への備え充実プラン				ケガへの備えスタンダードプラン	
			SP2セット	SS2セット	A2セット	B2セット	C2セット	D2セット
保険金額	① 育英費用・学資費用(扶養者に万一のことがあった場合)	育英費用(ケガ) 一時金をお支払いします。(1回のみのお支払い)		オススメ! 100万円(一時金)				
	②	学資費用(ケガ) 扶養者がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。		150万円(限度)(1年につき)				
	③	疾病学資費用(病気) 扶養者が病気により亡くなられた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。		150万円(限度) (1年につき)			—	
	④ お子さまご本人のケガの補償	死亡・後遺障害 お子さまご本人が、ケガで亡くなられたり後遺障害が生じた場合にお支払いします。		300万円		200万円		200万円
		入院保険金日額 お子さまご本人が、ケガで入院された場合にお支払いします。 NEW!	8,000円 ※最初の14日間は16,000円 (1日につき)	8,000円 (1日につき)	5,000円 (1日につき)	3,000円 (1日につき)	5,000円 (1日につき)	3,000円 (1日につき)
		手術 お子さまご本人がケガにより所定の手術を受けられた場合にお支払いします。		入院中の手術:入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) 外来の手術:入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)				
		通院保険金日額 お子さまご本人がケガで通院された場合にお支払いします。 NEW!	5,000円 ※最初の14日間は10,000円 (1日につき)	5,000円 (1日につき)	2,500円 (1日につき)	1,000円 (1日につき)	2,500円 (1日につき)	1,000円 (1日につき)
	⑤ お子さまご本人の病気の補償	疾病入院保険金日額 お子さまご本人が、病気で入院された場合にお支払いします。		5,000円 (1日につき)	3,000円 (1日につき)	—	—	
		疾病手術 お子さまご本人が病気により所定の手術を受けられた場合にお支払いします。		[入院中の手術] 疾病入院保険金日額の20倍(重大手術は40倍) [外来の手術] 疾病入院保険金日額の5倍(重大手術は40倍)		—	—	
		入院療養一時金 お子さまご本人が60日以上の入院が必要であると診断された場合にお支払いします。		10万円 ※④の入院も補償対象となります。		—	—	
	⑥	賠償責任 お子さまご本人とそのご家族の補償 他人にケガをさせたり他人の物をこわした場合の補償です。ご家族も補償されます。		2億円(限度)(記録情報限度額500万円)				
	⑦	救援者費用 お子さまご本人の遭難などで救援活動にかかった費用をお支払いします。		100万円(限度)(1年につき)				
	⑧ 熱中症の補償 / ⑨ 食中毒の補償			④が補償対象となります。				
	⑩	天災危険の補償		①・②・④が補償対象となります。 (③・⑤は補償の対象となるご加入プランへご加入の方のみ対象となります。)				
	⑪	特定の感染症の補償		④が補償対象となります。				
	⑫	弁護士費用の補償		法律相談費用保険金(自己負担額1,000円):通算10万円限度(1年につき) 弁護士委任費用保険金(自己負担割合10%):通算100万円限度(1年につき)				
保険料	オススメ!(1年生)	4年間一時払保険料	188,750円	167,380円	129,200円	104,370円	74,070円	54,900円
		3年間一時払保険料	134,640円	118,210円	88,860円	69,760円	55,760円	41,020円
		2年間一時払保険料	86,510円	74,910円	54,380円	41,020円	38,130円	27,820円
		1年間一時払保険料	44,740円	38,130円	26,400円	18,770円	21,240円	15,350円

ポイント 4年間一時払保険料と1年間一時払保険料の違い

4年間一時払契約で加入される場合と1年間一時払契約で加入される場合とでは、『学資費用保険金』のお支払期間に違いが生じます。

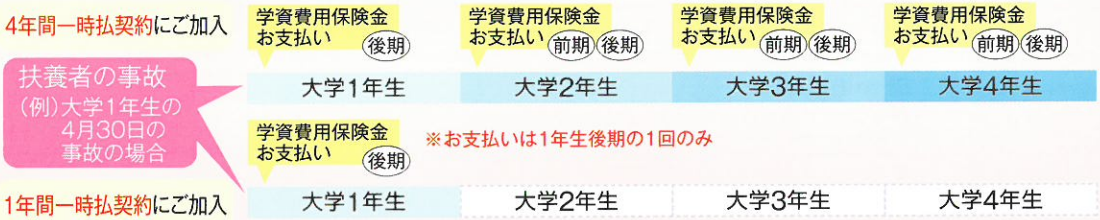

4年間一時払契約で加入された場合(大学1年生)、卒業までの学資費用が補償されます。万が一のために、4年間でのご加入をおすすめします。

団体割引25%適用!

保険金額と保険料

［職種級別A級・特定感染症危険補償特約・熱中症危険補償特約・天災危険補償特約・入院保険金支払限度日数変更特約（180日）・入院保険金および通院保険金の14日間2倍支払特約（SP2セットのみ）・手術保険金倍率変更特約および重大手術保険金倍率変更特約セット］

自宅外通学生タイプ

※自宅外通学生とは賃貸借契約を結んだマンション・アパートなどに住み、そこから学校に通学している学生をいいます。不動産会社などで下記⑬⑭を別途補償されている方は自宅通学生タイプからお選びください。

ご加入プラン				ケガと病気への備え充実プラン				ケガへの備えスタンダードプラン	
				SZ2セット	SB2セット	E2セット	F2セット	G2セット	H2セット
保険金額	①	育英費用・学資費用（扶養者に万一のことがあった場合）	育英費用（ケガ） 一時金をお支払いします。（1回のみのお支払い）		オススメ! 100万円（一時金）				
	②		学資費用（ケガ） 扶養者がケガにより亡くなられた場合や所定の重度後遺障害が生じた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。		150万円（限度）（1年につき）				
	③		疾病学資費用（病気） 扶養者が病気により亡くなられた場合に授業料などの学資費用をお支払いします。		150万円（限度） （1年につき）			—	
	④	お子さまご本人のケガの補償	死亡・後遺障害 お子さまご本人が、ケガで亡くなられたり後遺障害が生じた場合にお支払いします。		300万円		200万円		200万円
			入院保険金日額 お子さまご本人が、ケガで入院された場合にお支払いします。	NEW! ※最初の14日間は16,000円（1日につき）	8,000円（1日につき）	5,000円（1日につき）	3,000円（1日につき）	5,000円（1日につき）	3,000円（1日につき）
			手術 お子さまご本人がケガにより所定の手術を受けられた場合にお支払いします。		入院中の手術：入院保険金日額の20倍（重大手術は40倍） 外来の手術：入院保険金日額の5倍（重大手術は40倍）				
			通院保険金日額 お子さまご本人がケガで通院された場合にお支払いします。	NEW! ※最初の14日間は10,000円（1日につき）	5,000円（1日につき）	2,500円（1日につき）	1,000円（1日につき）	2,500円（1日につき）	1,000円（1日につき）
	⑤	お子さまご本人の病気の補償	疾病入院保険金日額 お子さまご本人が、病気で入院された場合にお支払いします。		5,000円（1日につき）	3,000円（1日につき）	—	—	
			疾病手術 お子さまご本人が病気により所定の手術を受けられた場合にお支払いします。		［入院中の手術］ 疾病入院保険金日額の20倍（重大手術は40倍） ［外来の手術］ 疾病入院保険金日額の5倍（重大手術は40倍）		—	—	
			入院療養一時金 お子さまご本人が60日以上の入院が必要であると診断された場合にお支払いします。		10万円 ※④の入院も補償対象となります。		—	—	
	⑥	賠償責任 お子さまご本人とそのご家族の補償	他人にケガをさせたり他人の物をこわした場合の補償です。ご家族も補償されます。		2億円（限度）（記録情報限度額500万円）				
	⑦	救援者費用	お子さまご本人の遭難などで救援活動にかかった費用をお支払いします。		100万円（限度）（1年につき）				
	⑧	熱中症の補償 ⑨ 食中毒の補償			④が補償対象となります。				
	⑩	天災危険の補償			①・②・④が補償対象となります。 （③・⑤は補償の対象となるご加入プランへご加入の方のみ対象となります。）				
	⑪	特定の感染症の補償			④が補償対象となります。				
	⑫	弁護士費用の補償			法律相談費用保険金（自己負担額1,000円）：通算10万円限度（1年につき） 弁護士委任費用保険金（自己負担割合10%）：通算100万円限度（1年につき）				
	⑬	借家人賠償責任	下宿をしている学生やお子さまが借用している戸室を壊したり、汚したりして、貸主に法律上の損害賠償責任を負担することになった場合に補償します。（自己負担なし）		1,000万円（限度）				
	⑭	生活用動産	お子さまが所有している生活用動産が火災、盗難などにより損害を受けた場合にお支払いします。		50万円（限度）				
保険料	オススメ!（1年生）	4年間一時払保険料		201,430円	180,060円	141,880円	117,050円	86,750円	67,580円
		3年間一時払保険料		144,400円	127,970円	98,620円	79,520円	65,520円	50,780円
		2年間一時払保険料		93,340円	81,740円	61,210円	47,850円	44,960円	34,650円
		1年間一時払保険料		48,650円	42,040円	30,310円	22,680円	25,150円	19,260円

※「—」は補償されませんのでご注意ください。

※保険料は被保険者（保険の対象となる方：お子さま）の職種級別によって異なります。記載の保険料は職種級別A級（学生など）の保険料です。お子さまが事務職、営業職、販売職など（職種級別A級）のアルバイトや職業に従事される場合も同じ保険料です。ただし、お子さまが職種級別B級*のアルバイトや職業に従事される場合は保険料が異なりますので、パンフレット記載の取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

*職種級別B級…農林業作業者、漁業作業者、採鉱・採石作業者、自動車運転者（助手を含みます。）、木・竹・草・つる製品製造作業者、建設作業者など

※告知していただいたご職業・職種が事実と反する場合、ご契約を解除し、保険金をお支払いできない場合がありますのでご注意ください。

※賠償責任の補償の被保険者（保険の対象となる方）の範囲につきましては、「この保険のあらまし」以降をご覧ください。

ご加入プランは皆さまのステージに合わせてお選びください!!

扶養者の病気死亡による学資費用のお支払いは必要ですか?

はい

お子さまご本人の病気による入院補償は必要ですか?

はい

- 自宅通学生: SP2セット / SS2セット / A2セット
- 自宅外通学生: SZ2セット / SB2セット / E2セット

いいえ

- 自宅通学生: B2セット
- 自宅外通学生: F2セット

いいえ

- 自宅通学生: C2セット / D2セット
- 自宅外通学生: G2セット / H2セット

※ケガへの備えスタンダートプラン(C2·D2·G2·H2)にご加入の方は扶養者が病気で死亡した場合、学資費用のお支払はできません。

※この保険は学校法人日本大学をご契約者とし、学校法人日本大学の学生を被保険者(保険の対象となる方)とする傷害総合保険の団体契約です。加入者(保険料負担者)は、保護者(または学生本人)となります。

※「傷害総合保険ご契約のしおり」、保険証券はご契約者(学校法人日本大学)にお渡しします。

※このパンフレットは概要を説明したものです。ご加入にあたっては必ず「この保険のあらまし」以降をご覧ください。また、詳しくは「傷害総合保険ご契約のしおり」をご用意しておりますので、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までご請求ください。ご不明な点がございましたら、取扱代理店または損保ジャパン日本興亜までお問い合わせください。

保険期間

保険開始日	満了日	
平成30年4月1日 午前0時から	4年間	平成34年4月1日 午後4時まで
	3年間	平成33年4月1日 午後4時まで
	2年間	平成32年4月1日 午後4時まで
	1年間	平成31年4月1日 午後4時まで

ご加入方法

1.

ご加入プランをご選択ください。
次に、該当修学期間における保険料をご確認ください。
(保険料は全て一時払のみです。)

2. 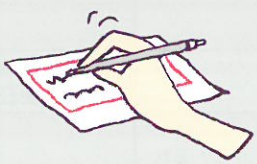
同封しております加入依頼書兼払込取扱票に記入例を参考にして必要事項をご記入ください。

3. 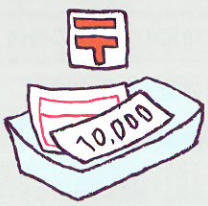

最寄りのゆうちょ銀行または郵便局で保険料をお振込みください。

※ゆうちょ銀行、郵便局において、10万円を超える現金による保険料のお振込みを行う場合には、お振込みのお手続きを行う方の本人確認書類(運転免許証、健康保険証、パスポートなど)の提示が必要です。詳しくは、ゆうちょ銀行、郵便局にお問い合わせください。

※10万円を超えるお振込みの場合、お父さま名義で加入依頼書兼払込取扱票を作成し、お母さまが郵便局にて払込手続きを行う等、「扶養者」欄とお手続きされる方が異なる場合は、お手続きされる方の本人確認書類の他に、「扶養者」欄記載の方の本人確認書類を求められることがありますので、必ずご用意ください。なお、郵便局にて「扶養者」欄記載の方の本人確認ができないことを理由に「扶養者」欄を変更するよう示唆されるケースがございますが、育英費用·学資費用·疾病学資費用は加入依頼書兼払込取扱票「扶養者」欄にご記載の方が死亡もしくは後遺障害を負った際に支払われる保険金ですので、安易に変更せず、各ご家庭のご事情に合わせたお申込みをお願いします。

※加入依頼書兼払込取扱票記載事項(職種·年齢·他保険加入状況·保険金請求歴など)などにより、ご加入をお断りしたり、引受条件を制限させていただくことがありますので、あらかじめご了承ください。

加入者証送付時期

加入者証の送付は、平成30年6月下旬から7月の予定です。それまでの間は振替払込請求書兼受領証を保管しておいてください。

実際にあった事故例

ケース❶

学生ご本人が部活中に転倒し、骨折した。2週間入院し、手術も行った。
退院後、20日間通院した。

傷害

入院保険金日額8,000円タイプにご加入の場合

入院保険金：入院日額（8,000円）×14日＝11.2万円
手術保険金：入院日額（8,000円）×20倍（入院時）＝16万円
通院保険金：通院日額（5,000円）×20日＝10万円

保険金支払額：37.2万円

ケース❷

学生ご本人が腸閉塞になり、3週間入院し、手術も行った。

疾病

疾病入院保険金日額5,000円タイプにご加入の場合

疾病入院保険金　：5,000円×21日＝10.5万円
疾病手術保険金　：5,000円×20倍（入院時）＝10万円

保険金支払額：20.5万円

ケース❸

扶養者である父親が突然の病気で亡くなったため、
学生ご本人が授業料として138万円を大学へ支払った。

学業費用

疾病学資費用保険金150万円（限度）タイプにご加入の場合

※P4・P5記載のケガと病気への備え充実プラン（SP2・SS2・A2・B2・SZ2・SB2・E2・F2セット）の場合、お支払いたします。

保険金支払額：138万円

ケース❹

最近多い事故です！

学生ご本人が自転車で走行中、歩行者（当時62歳）にぶつかり転倒させた。
脳挫傷、頭蓋骨骨折等で意識が戻らず、裁判の結果9,521万円で和解。

賠償責任

賠償責任保険金2億円（限度）タイプにご加入の場合

保険金支払額：9,521万円

およそ4分50秒に1件の割合で、自転車事故が発生しています！！※

※警視庁「平成26年中の交通事故の発生状況」から作成

ケース❺

学生ご本人がインターンシップ活動中に
受入先企業のパソコンを壊してしまった。

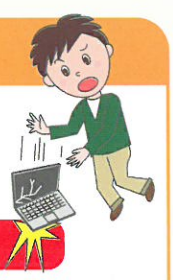

賠償責任

賠償責任保険金2億円（限度）タイプにご加入の場合

保険金支払額：17万円

日本大学だけの安心サポート

法律相談・弁護士費用も補償します!

もしも法的トラブルに巻き込まれたら、どうしますか?

Q.1 あなたや、あなたの身の回りの家族や友人などで法的トラブルが起こったことはありますか?

実は、私たちの身の回りでは、さまざまなトラブルが起きています。

「ある」と答えた方 15.4%(約6.5人に1人)

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室「総合法律支援に関する世論調査」
(注)「ある」と答えた人が挙げた法的トラブルには、「弁護のちから」では補償対象とならないトラブル(多重債務、医療事故など)も含まれています。

身近なトラブルとして、以下のような事例が挙げられます。

○歩行中に自転車に衝突された

○悪徳商法の被害を受けた
○こどもが学校でいじめを受けている

例えば あなたが歩行中に自転車に衝突され大ケガをした場合…

このような法的トラブルを、ご自身のちからだけで解決するのは大変です。
実際の手続きや、その時間的な負担はもちろん、ご家族も含めた精神的な負担の大きさは計り知れません。

万が一、法的トラブルに巻き込まれた場合、無理して抱えこむことなく、**専門家である「弁護士」に相談できたら安心です。でも…**

Q.2 法的トラブルにあったときに相談できる弁護士がいますか?

「身近に相談できる弁護士がいない」という方が多いのが現状です。

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」をもとに損保ジャパン日本興亜にて作成

全国の20歳以上3,000人のうち有効回答数 1,684人

Q.3 弁護士への相談を迷う、または、相談しない理由は何ですか?

「相談したいけれど費用が高そう」と感じている人が約6割もいます。

出典:平成21年 内閣府大臣官房政府広報室
「総合法律支援に関する世論調査」

弁護士への相談を迷う、または、相談しないと回答した1,019人を対象(複数回答)

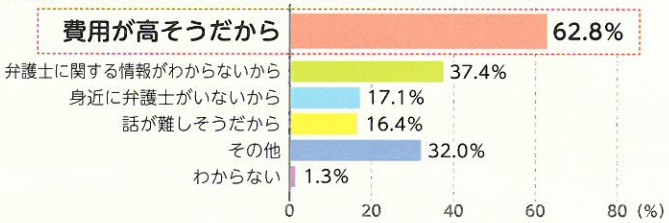

日常生活におけるケガや賠償事故への備えだけでなく、
法的トラブルに巻き込まれたときに
「弁護士」をもっと身近に活用するための備えがほしい…

そのような声にこたえて、

弁護のちから を開発しました!!

“弁護のちから”が支える5つのトラブル

次の法的トラブルにあったときの弁護士費用をサポートします。

お子さまが遭遇されたトラブルについて対象となります。

被害事故

- 路上歩行中に他人が運転する自転車に追突され、ケガをした。
- 近所に住む若者に自宅の壁に落書きをされた。
- 画廊から本物といつわられて、偽物の絵画を売りつけられた。

人格権侵害(※1)(※2)

- こどもがいじめにあい、登校拒否の状態になった。
- いわれもない誹謗中傷にあい、精神的苦痛を受けた。
- 昔の恋人からストーカー行為をされている。

借地・借家

- 賃貸期間中に賃貸マンションの家主から正当な理由もなく立ち退きを迫られた。
- アパートの雨漏りにより家具にカビが生えてしまったが、家主が修理してくれない。
- 借りている土地に建てた家の増築を、地主が正当な理由もなく承諾してくれない。

次の法的トラブルについては、調停等に要する弁護士への各種費用が対象となります。

遺産分割調停

- 兄弟間の遺産分割の協議がまとまらず、調停での手続きとなった。
- 母がすべての遺産を兄に相続させるとした遺言を残して亡くなり、自分が相続できる権利が侵害されたため、調停で手続きすることとなった。

離婚調停(※1)

- 夫婦間での協議がまとまらず、調停で離婚手続きを進めるしかなくなった。
- こどもの将来のための養育費の額について夫婦間の折り合いがつかないため、調停で離婚手続きをすることとなった。

⚠ 遺産分割調停、離婚調停については、トラブルが調停等の手続きに至った場合に、被保険者ご本人に係る調停等に要した費用のみ対象となります。

✕ 以下のようなトラブルは保険金のお支払いの対象になりません。

- 自動車または原動機付自転車による被害事故に関するトラブル
- 医療ミスによる被害事故に関するトラブル
- 騒音、振動、悪臭、日照不足による被害事故または人格権侵害に関するトラブル
- 借金の利息の過払金請求に関するトラブル
- 職務遂行におけるトラブル

など

(※1)人格権侵害に関するトラブルまたは離婚調停に関するトラブルの場合で、トラブルの原因事故が初年度契約の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日までの間に発生したときは、保険金をお支払いできません。

(※2)人格権侵害に関するトラブルの場合は、警察等の公的機関または学校等の相談窓口等への届出等を行い、その事実を客観的に証明できるトラブルにかぎります。

2つの保険金で気になる費用をしっかりサポートします。

国内補償(※)

❶ 法律相談費用保険金

弁護士へ法律相談を行うときに
負担した法律相談費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算10万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する法律相談にかかった費用 − 自己負担額(免責金額) 1,000円

❷ 弁護士委任費用保険金

弁護士へのトラブル解決の委任を
行うときに負担した
弁護士委任費用を補償します。

■保険金額
(保険期間1年間につき)
通算100万円 限度

■ お支払いする保険金の額

1つのトラブルに関する弁護士委任にかかった費用 ×(100%− 自己負担割合 10%)

(※)日本国内の法令に基づき解決するトラブルが対象となります。 ⚠ いずれの保険金も、弁護士への法律相談および委任契約の締結前に、損保ジャパン日本興亜の事前の同意が必要となります。

お支払事例
(被害事故に関するトラブル)

歩道で自転車に衝突され、左脚を負傷し、障害を負った。加害者に賠償請求しているが応じてくれないため弁護士に相談した。その後、弁護士に委任のうえ訴訟を提起し、最終的に満足のいく賠償金を受け取ることができた。

法律相談にかかった費用 1万円 ➡ 法律相談費用保険金のお支払額
1万円 − 1,000円(自己負担額) = **9,000円**

弁護士委任にかかった費用 50万円
着手金 15万円、報酬金 35万円 ➡ 弁護士委任費用保険金のお支払額
50万円×(100%−10%(自己負担割合))=**45万円**

合計45万9,000円をお支払い

金銭的な負担を軽減し、安心して法的トラブルを解決することができます。

相談できる弁護士が身近にいなくても安心！「弁護士紹介サービス」

保険金のお支払いの対象となる場合で弁護士の紹介をご希望のときは、損保ジャパン日本興亜保険金サービス課へご連絡ください。お客さまから依頼を受けた損保ジャパン日本興亜が、日本弁護士連合会を通じて各地の弁護士会に弁護士紹介を依頼し、お客さまに弁護士をご紹介します。

(注1)保険金のお支払方法等重要な事項は、「この保険のあらまし」以降に記載されていますので、必ずご確認ください。
(注2)弁護士費用補償または個人賠償責任補償における補償の重複については、「この保険のあらまし」以降をご確認ください。

弁護士費用補償に関する保険責任について

■保険責任は保険期間開始日の午前0時に始まりますが、ご加入初年度の保険期間の開始時より前に、原因事故が発生していた場合または保険金請求権者が原因事故の発生するおそれが生じたことを知っていた場合等は、保険金をお支払いできません。
■保険金請求権者が保険期間中に最初の法律相談または弁護士委任を行った場合に、保険金をお支払いします。
■同一のトラブルに起因して行われた一連の法律相談または弁護士委任は、法律相談もしくは弁護士委任の回数または当事者の人数等にかかわらず、それぞれ1つの法律相談または弁護士委任とみなし、保険金が支払われる最初の法律相談または弁護士委任が行われた時に一連の法律相談または弁護士委任が行われたものとみなし、保険金の限度額を適用します。

【「保険責任の開始」と「原因事故発生日および法律相談・弁護士委任と保険期間との関係」(イメージ図)】

【「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」の場合の保険責任の開始(イメージ図)】

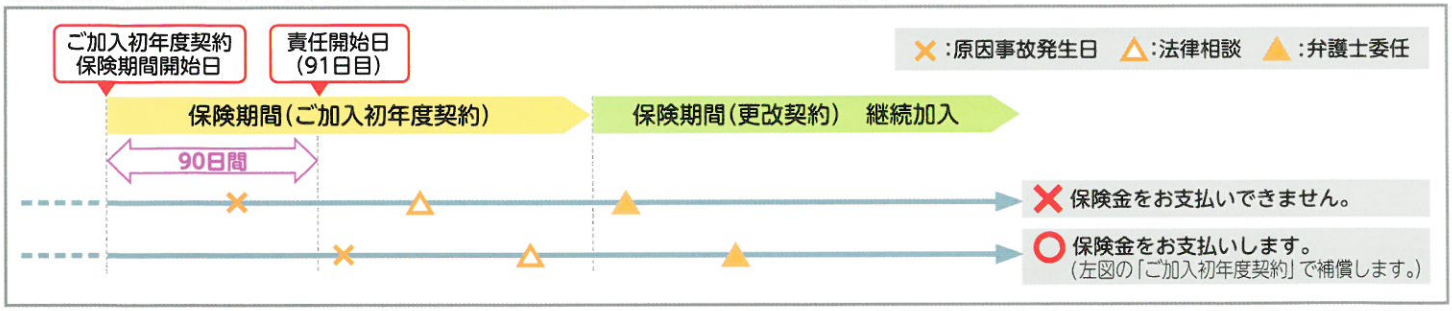

(注)「離婚調停に関するトラブル」および「人格権侵害に関するトラブル」については、ご加入初年度の保険期間の開始日からその日を含めて90日を経過する日の翌日から保険責任が始まります(責任開始日)。したがって、責任開始日より前に原因事故が発生していたこれらのトラブルについては、保険金をお支払いできません。

損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルのご案内

日本大学学生生徒等総合保障制度にご加入いただくと 無料電話相談サービス がご利用いただけます!

損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤルは、損保ジャパン日本興亜の傷害総合保険にご加入いただいている皆さまがご利用いただける各種無料電話相談サービスです。

サービス内容

メディカルサポートサービス 24時間・365日

健康・医療相談
看護師が健康や医療全般に関する悩みや相談にお答えします。

介護相談
看護師が介護全般に関わる悩みや相談にお答えします。

育児相談
看護師が育児全般に関わる悩みや相談にお答えします。

健康管理相談
栄養・食事相談
看護師が栄養や食事に関わる健康管理相談にお答えします。

薬に関する相談
看護師が薬に関わる悩みや相談にお答えします。

健康チェックサポートサービス
人間ドック紹介
看護師が人間ドックの活用・相談ならびに予約・紹介を行います。

郵便検診
忙しくてなかなか検診が受けられない方などのために、看護師が自宅で可能な「郵便検診」をご紹介するサービスです。

検診結果相談
看護師が検診結果に関する悩みや相談にお答えします。

予約制専門医相談
看護師が「健康・医療相談サービス」でお答えしたうえで、より専門的な相談を希望される場合は、医師と電話で相談(予約制)が可能です。

医療機関情報提供サービス

緊急時の医療機関情報の提供
看護師が夜間休日の救急医療機関や、出張先・旅先での最寄の医療機関の情報をご提供します。

専門医療機関情報の提供
看護師が地域の専門医療機関情報を提供します。

女性医師情報の提供
看護師が女性医師情報をご提供します。

高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関情報の提供
看護師が高度医療機器による検査・診療を受けられる医療機関に関わる情報をご提供します。

転院・患者移送手配サービス
看護師が転院・患者移送業者の活用の相談ならびに手配に関わる情報をご提供します。

公的給付相談
社会保険労務士が公的給付に関わる相談にお答えします。(予約制)

法律・税金相談
一般的な法律・税金に関する相談に、弁護士、司法書士または税理士がお答えします。(予約制・30分間)

メンタルヘルスサービス

メンタルヘルス相談
臨床心理士等が個別のメンタルヘルスに関わるカウンセリングを行います。

メンタル ITサポートサービス
Webでストレスチェックを実施できます。

(注1)本サービスは損保ジャパン日本興亜のグループ会社およびその提携業者がご提供します。
(注2)ご相談の際は、お名前、ご加入番号等をお聞きすることがございますのでご了承ください。
(注3)ご利用は日本国内からにかぎります。
(注4)本サービスは予告なく変更または中止する場合がありますので、あらかじめご了承ください。
(注5)ご利用いただく際は、加入者証等に記載の損保ジャパン日本興亜・アシスタントダイヤル専用電話番号までご連絡ください。